

「助言」、「あっせん」、「勧告」、「説示」、「説諭」について

助言

ある者に対し、ある行為をなすべきこと又はある行為をなすについて必要な事項を進言することをいう。例えば、労働紛争での助言・指導では、紛争当事者に対し、紛争の問題点を指摘し、解決の方向を示すことが行われている。

なお、相談体制における「助言」は、対象が主として相談者になると想定されるのに対し、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制（以下「紛争解決体制」という。）における「助言」は、基本的に相手方当事者に対しても行われることが想定される。また、前者は、相談対応者を中心とする相談機関における判断の下で行われることが基本となるのに対し、後者は、知事による助言であり、組織的な判断の下に行われることに加え、必要がある場合には第三者機関の答申を踏まえることとなる。

あっせん

当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、相互の誤解を解くなどして、紛争を終結（和解）に導こうとする制度とされる。例えば、労働紛争でのあっせんでは、双方に対する説得、意向の打診、紛争解決に向けての方針や解決案（あっせん案）の提示などが行われる。

「助言」と異なり、「あっせん」の場合には、具体的な解決案の提示までなされることとなる。

勧告

ある事柄を申し出て、その申出に沿う相手方の処置を勧め、又は促す行為をいう。法的拘束力があるものではなく、行政指導に当たる。

紛争解決体制における「勧告」は、不当な差別をしたとされる者が、正当な理由なく、助言・あっせんに従わないと認められる場合に、その者に助言・あっせんに従うよう勧告し、問題解決のための行動を促すものである。

説示

法務省の「人権侵犯事件調査処理規程」では、「相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること」（第14条第1項(2)）とされている。

法務省では、「人権相談」から「人権侵犯事件」への切替えが行われた上で講ずる措置として「説示」を位置付けている。また、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」では、「相談に応ずる」こと（第10条第1項）とは別に、「部落差別への取組」（第8条）として「説示」を位置付けている。これらのことから、「説示」は、相談対応として位置付けるより、紛争解決体制の中で行う措置として位置付けることが適当と考えられる。

説諭

刑事訴訟において、裁判長は、判決の宣告をした後、被告人に対し、その将来について適当な訓戒をすることができることとされており（刑事訴訟規則第 221 条）、これが一般的に「説諭」と呼ばれている。

また、警察が捜査した事件について、犯罪事実が極めて軽微であり、かつ、検察官から送致の取手続をとる必要がないとあらかじめ指定されたものについては、検察官送致をしない場合（微罪処分）があるが、その場合に、警察官が被疑者に対し、被害者に対する被害の回復、謝罪その他適当な方法を講ずるよう諭すことも「説諭」と呼ばれることがある。